

調査・実践報告

日本周辺・南シナ海における中国の海底地形命名活動をめぐる諸問題

笹沢 教一^{1)*}

【要 旨】

「海洋強国」を国策に掲げる中国は、軍学の区別なく新造の艦艇・機器を投入するなどして海洋進出を活発化させ、沿岸国との間で摩擦を生んでいる。日本周辺や南シナ海では海底地形に中国名を付ける動きが加速、南シナ海を巡っては、中国と、それに対抗するフィリピン、ベトナム、マレーシアがそれぞれ、海底地形の公式名称を決める国連機関傘下の「海底地形名小委員会 (SCUFN)」に多数の提案をしあう「命名紛争」に発展した。結果、2023年の第36回 SCUFN (SCUFN36) では、南シナ海での命名を当面「凍結 (freeze)」とする初の判断がなされた。SCUFN36はまた日本が国連に大陸棚延長を申請した「九州パラオ海嶺南部海域」の9地形に対する中国名についても、「日本の権益にかかわる」として「保留 (Pending)」とし、日中に調整を委ねる決定をした。

海底地形は単なる自然科学の対象にとどまらず、資源開発、大陸棚延長、さらには潜水艦など軍艦艇の運用まで、海洋権益と安全保障の幅広い領域にかかわる。それ故に中国は強い関心を抱いている。本稿は海底地形命名を巡る近年の動向の独自分析とともに、これら懸案の行方と、中国の活動に刺激され15年ぶりにSCUFNに参加したインドを例にさらなるアジア諸国への影響拡大についても報告する。

キーワード：海底地形名小委員会、中国、南シナ海、九州パラオ海嶺南部海域、国連海洋法条約

Practical Research Reports

Disputes on China's Naming Activity of Undersea Features in the waters surrounding Japan and the South China Sea

Kyoichi SASAZAWA^{1)*}

【Abstract】

China, pursuing its national policy of becoming a “maritime power,” has intensified its maritime activities by deploying newly built vessels and equipment without distinction between military and civilian use, creating friction with coastal states. In the waters surrounding Japan and the South China Sea, Beijing has accelerated activities to propose Chinese names to undersea features to the UN Sub-Committee on Undersea Feature Names (SCUFN). In the SCS, this practice evolved into a “naming dispute,” with China, the Philippines, Vietnam, and Malaysia submitting numerous proposals to SCUFN. At the 36th session in 2023 (SCUFN36), the committee issued its first decision to “freeze” newly naming in the SCS. SCUFN36 also placed nine Chinese-submitted names in the Southern Kyushu–Palau Ridge area—where Japan has submitted a continental shelf extension proposal to the UN—under “pending” status, citing possible implications for Japan’s interest and leaving the matter to bilateral consultation. Undersea features extend beyond natural science, affecting natural resource development, continental shelf extension, and the naval vessels’ operation, thereby linking directly to maritime interests and security. This article offers an analysis of recent developments, the outlook for unresolved issues, and the broader regional implications, exemplified by India’s return to SCUFN after 15 years in response to China’s activities.

Key words: Sub-Committee on Undersea Feature Names (SCUFN), China, the South China Sea (SCS), Southern Kyushu-Palau Ridge Region (KPR), United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS)

¹⁾ 順天堂大学 国際教養学部 (Email: k.sasazawa.kn@juntendo.ac.jp)

[2025年9月16日原稿受付] [2026年2月20日掲載決定]

1. 緒言 (背景と目的)

海底地形は戦後、ソナーなど大戦時に発展した索敵技術を科学調査に応用することで飛躍的に理解が進み、海洋研究のみならず、防災や資源開発から海事・軍事に至るまで広い分野に多くの知見がもたらされた。

外交や国際政治とも無縁ではなく、英仏の大陸棚境界を巡る紛争 (英仏大陸棚事件) の仲裁裁判 (UK v. France, 1977-1978) では、英国が境界として主張するイギリス海峡最深部の海底地形「ハード凹地 (Hurd Deep)」¹⁾ が争点となった。判決では衡平性の観点から両国本土の中間線が採用されたが、凹地案が端から却下された訳ではなく、裁判の過程でその地質学的特性が精査されている。また、北海大陸棚事件 (Germany v. Denmark & Netherlands, 1969) やリビア・マルタ大陸棚事件 (Libya v. Malta, 1985) では、衡平性を理由に、中間線ではなく、大陸棚分布や海岸線の長さなどの自然条件に応じた加重配分を行っている。

東シナ海の排他的経済水域 (EEZ)・大陸棚の境界が未画定の日本では、政府が中韓との中間線を主張しており、国際判例の研究においても英仏大陸棚事件を引き合いに論じることが多い (村瀬, 2007 など)。結果、海岸線 (領海基線) で判断する中間線に重きが置かれ、その下にある海底への関心が相対的に薄れることとなった。ただ、前述のように、中間線のみが境界画定の解決策ではなく、相当数の係争で自然条件が考慮され、中間線以外の決着をみている。湾入の形状や小島群の分布は、海底の地形や地質の反映であり、それらの評価が線引きに影響する可能性が消滅したわけではない。海底地形は無視あるいは軽視できるものではないのである。

こうした中、米国や日本など海洋先進国の協調的な成果共有の場として機能してきた SCUFN において、地形命名の政治利用や国同士の摩擦がたびたび起きるようになった。海底地形が争点となる新たな外交紛争の顕在化である。主たる要因の1つには、高い造船技術と船舶運用能

力を獲得した中国の参入がある。

当初はジャーナリズムの関心事であったが、近年、外交・国際政治や国際法学の分野でも関連論稿が発表され始めている。Fook (2018) は、中比の海洋権益を巡る対立と2国間協定の限界を論じる中で、対立の1例として、中国がルソン島東沖の海底地形群に対する命名を SCUFN に提案し、フィリピンが抗議した件に言及した。

また、海底地形そのものが対象ではないが、Franckx et al. (2011) は、島や海峡、付属海など海洋の命名に関する国際法上の課題について論じる中で、次の2点を指摘した。こうした命名は科学的な営みではある一方で強い政治的含意を持つこと、さらに、国際法・規範において領海外の命名が「誰でも」 (“up for grabs”) 可能な点に紛争や対立の背景要因があることである。

いずれにせよ、海底地形の命名を巡る紛争・対立の舞台が東アジア海域に集中しているため、世界的に見ても関連の文献は非常に限られる。特に、膨大な海底地形名の提案について、国ごとの数や採否、それらの位置 (座標)・分類属性、さらには各年の問題事例等にも注目して、経年的かつ系統的に分析した研究は、国内外ともない。

本稿はこのような状況を踏まえ、学術研究としては、必ずしも十分に研究がなされていないものの、複数の学問分野の関心に対応しうる注目事例として、この問題の経緯と今後についての包括的な分析を報告するものである。

2. 研究方法

筆者はジャーナリズムにおける公開情報分析 (Open-Source Intelligence, OSINT) ^{オシント} を用いた調査報道の一環として、中国による海底地形の命名を巡る問題を独自に追究してきた (笹沢, 2024)。OSINT の手法はジャーナリズムもアカデミアも基本的には同じであるが、一般メディアにおいては引用文献などの欧文の混在や専門用語の難解表現に制約があり、社会に向けた情報発信が十分に果たせなかった。本稿はこの点

を補完するため、最新状況にも広く紙幅を割いて加味したうえで、継続的な OSINT の成果を学術研究としてまとめ直した。

SCUFN は基本的にクローズドで、審査結果に関しては、本会議終了後に一定間隔を置いてオンラインに概ね 40 頁余りの総括報告 (Summary Report) と 2 頁ほどの速報 (Brief, Bulletin) を公表するのみである。日本からの提案に関しては、海上保安庁が採否を報道発表するが、発表文には他国の結果についての言及がない。

そこで、SCUFN の公表文書を手がかりに、日本の周辺海域における他国の命名提案について、採否にかかわらず、公開情報に基づいて独自に位置 (座標) を特定し、年ごとの傾向や特異な事例を調査した。

受理された地形名に関しては、SCUFN の結果が直接反映される海底地形の世界地図「大洋水深総図 (General Bathymetric Chart of the Oceans, ジェブコ GEBCO)」を通じて確認した。

何らかの問題があって受理されなかった提案は GEBCO 上に公開されないため、提案国が審査の過程で提出した資料や国内向けに現地語で公表したデータを用いた。審査過程の資料は、必ずしも恒久的に公開されるわけではなく、継続的なモニタリングを行ってその都度データを確保し、取りこぼしのないようにした。

本稿は、これら公開情報をもとに慎重な照合確認を行ったうえで作成された。度、度分、度分秒と、資料ごとに仕様の異なる座標の表示を見誤らないようにし、地形の分類による諸条件の違いを考慮したうえでデータ抽出する作業には一定の専門知識が必要となる。

データ抽出の結果として中国の提案を中心に分析するかたちになったが、図 1 には、日本の EEZ に加え、国連への大陸棚延長の申請域を申請・確定・先送りとステータスごとに分けて示し、第 4 節で言及する年ごとの機微な事例を、ジャーナリズムで取りあげた 2023 年以前と 2024 年 (執筆時の最新データ) に分けて、位置と採否をプロットした。かなり込み入った図

ではあるが、その分、日本周辺での中国の活発な地形命名活動の状況が一覧できる。

3. 海底地形名の命名について

3.1 SCUFN とは

海底地形名小委員会 (Sub-Committee on Undersea Features Names, SCUFN) は、いずれも国連傘下の国際水路機関 (IHO) とユネスコ政府間海洋学委員会 (IOC) が共同設置する唯一の国際的な海底地形名に関する審査・承認組織である。

海洋・水路など海面を含む地表の名称については、国連地名標準化会議 (UN Conference on the Standardization of Geographical Names, UNCISGN)、国連地名専門家グループ (UN Group of Experts on Geographical Names, UNGEGN)、あるいは IHO の図誌「大洋と海の境界 (Limits of Oceans and Seas)」が基本的に国際標準を示す役割を担ってきたが、個別の名称の妥当性を審議したことはまずなく、特に前者 2 つは現地語での呼称を尊重する原則など総論的な話し合いの場として機能している。

これら 3 つは、日本海 (Sea of Japan, Japan Sea) の国際的な呼称を巡る日韓の論争の舞台になったことでも知られる。いずれも韓国が主張する「東海 (East Sea)」への改正案は採用していない。

こうした地表部の名称を扱う機関に対し、海面下の海底にある多様な地名を一括して審議し、国際公式名を決め、さらに GEBCO に反映させる業務を担っているのが SCUFN である。

海洋は未知の世界であり、その 3 分の 2 以上がどこの国にも属さない公海である。国連海洋法条約 (United Nations Convention on the Law of the Sea, UNCLOS) 第 13 部は、どの国に対しても公海における研究の権利を認めている。

UNEGN などが個別の地名の認否にはほとんど関与せず、政治的な対立や紛争事を避けるためのルール作りに重点を置いているのに比べて、SCUFN は個別審査の作業が多くアカデミッ

クな色彩が強い。

実際、海底地形名は、固有名 (Specific Term) と、海山 (Seamount) や海溝 (Trench) などの地形学的特性を示した属名 (Generic Term) を組み合わせた2名法が用いられている。つまり、新種の生物などのように、学術研究の成果として発見された海底地形の、いわば「学名」の提案先として機能してきたのである。

拠点を持たない SCUFN は、IHO 側と IOC 側がそれぞれ任命した6人ずつ計12人の委員で構成され、いずれかの委員の所属国で本会議が開催される。

本会議を経て積み残しの課題や懸案に関して、原案 (Decisions and Actions) に修正等が施された総括報告は、公表が翌年初めになることも少なくない。

本稿執筆時点では、2024年6月に韓国・濟州島で開催された SCUFN37 に関する文書化がすべて完了、25年11月にインドネシア・バリ島で開催の SCUFN38 は速報のみで総括報告が得られていないという状況にある。

3.2 SCUFN の審査ルール

SCUFN は1993年、GEBCO に登載する海底地形を国際標準に基づいて決めるため、同様の目的で1975年に設立された前身の SCGN (Sub-Committee on Geographical Names and Nomenclature of Ocean Bottom Features) を改称、継承する形で設立された。発足年にあたる1993年の通産10回目の海底地形名の審査会議で、SCUFN10 の名前が用いられ、2001年からは毎年開催となっている。

SCUFN の審査ルールとなる「海底地形名称標準 (Standardization of Undersea Feature Names)」(IHO, 2019) によれば、提案できる海底地形はまず原則として、領海 (基線から12海里) の外にある地形を対象としている。逆に言えば、瀬戸内海のような内水、内海および領海内の海底地形については国際ルールに従う必要がないため、例えば日本では「海釜」^{かいふ}「岡ノ場」といっ

た国際公式の属名にない伝統的な名称も使える。また、委員会のメンバー国でなくても、発見者 (チーム、船) に命名の権利があり、実際、例年の SCUFN では委員の所属国以外からも海底地形名が提案されている。

領海外、いわゆる国際水域²⁾ (International waters) が対象となると、この中にある他国の排他的経済水域 (EEZ)、あるいは、これと同等または準ずる海域への命名は可能かという疑問が生じる。実際、これら海域への命名が問題化しているので当然のことである。

まず、他国の EEZ の地形に名前を付けるには精密な学術測量が必要となる。UNCLOS 第248条は他国 EEZ で海洋科学調査 (Marine Scientific Research, MSR) を行う国に対して、6か月前までに当該沿岸国に詳しい説明を行うよう規定し、沿岸国は許可 (clearance) を付与するなどの管轄権を有する。ただ、UNCLOS は MSR と測量の区別が不明確で、少なくとも軍事測量や比較的浅い水路測量は MSR に該当しないとの解釈もある。

いずれにせよ、海洋安全保障や水路、資源利用に深く関わる EEZ の海底測量を第三国が行うことは沿岸国の国益を損ないかねず、容易に認められる性格のものではない。

ここで整理しておくが、時折報道される尖閣諸島や沖ノ鳥島沖などの EEZ での中国調査船による無断 MSR (海事当局は「特異行動」と呼称) は、本稿で扱う海底地形名問題とは、一定の類似点を有するものの、議論の制度的枠組みが異なる。日本周辺に限っての話だが、中国の海底地形名問題は EEZ ではなく、これに準ずるグレーな海域が舞台となっている。

特異行動は UNCLOS 違反の不法行為ではあるが、日本側は洋上での警告と外交ルートを通じた抗議を行うしかなく、抑止につながる法執行 (law enforcement) がなされていない。実施国と日本側の主張も平行線のままである。

これに対し、SCUFN は司法判断や法執行の組織ではないが、審査において問題事例を除外

するなどの拘束力ある決定ができ、一定の統治が機能している。審査結果をよりどころに問題の是非を客観的に論じることが可能なのである。

3.3 審査結果の区分

SCUFN の審査結果は「受理 (Accepted)」「不受理 (Not Accepted)」「保留 (Pending)」に大別される。

受理は文字通り提案が受け付けられ、GEBCO Gazetteer (地名集) に地形名が載り、GEBCO の電子地図上の当該箇所に表示されることを意味する。

不受理は、データの不備や科学的条件の不適切性、既存名との重複、名称および分類に関する問題点、さらに委員会としての判断——によって、固有名と属名の双方が認められなかったものを指す。

保留は、固有名か属名のいずれかに問題があるなどの理由でさらなるデータ提出や修正、場合によっては協議が求められている提案を指し、GEBCO 地名集の予備欄 (reserve section) に収容され、2年間何の措置もなされない場合は削除となる。

これらのほか、受理とほぼ同じ意味合いの「採用 (Adopted)」があり、主に領海に位置しているが GEBCO 地名集に登載する重要性が認められた場合、または、すでに 25 年以上にわたって海図や学術文献で用いられている既存・未提案の海底地形名を対象とする Fast-track Procedure を通じて提案が認められた場合に使われる。

3.4 日本と SCUFN

四方を海に囲まれ、海洋立国を掲げる日本は、海上保安庁海洋情報部が中心となって、新たな海底地形名を SCUFN に提案する活動をかなり前向きに行ってきた。海上保安庁が委嘱した有識者で構成される「海底地形の名称に関する検討会」における検討を経て提案を行っている(海上保安庁, 2022)。

4 つのテクトニック・プレートが収束する世

界でもまれな変動環境に置かれている日本は、それ故に、プレートの沈み込みに伴って生じたマグマによる海山等の形成や陥没・引っ張りを伴うリフト活動が複合的に発生し、特異な海底地形が集中している。

海底下でゆっくりと大規模に起きるプレートの挙動は、海底に表出したこれら地形群の状態を通して知ることができる。海底地形の詳しい理解は、防災はもとより、資源開発、あるいは UNCLOS 第 76 条 4 項が規定する大陸棚延長など多様な海洋権益につながる。

特に、76 条 4 項に示された延長条件は、海洋地質の専門知識がないと言外、行間になじむ意図がわからず、逆に理解できれば、意図を逆手に取って交渉することも不可能ではないほどに興味深い内容である。

このように海底地形を巡る制度や日本の特性の理解は、科学のみならず、海洋権益との関わりで非常に重要ではあるが、SCUFN や関連の諸問題が社会一般において、重要度と相応な水準で認知されているとはいまだ言い難い。こと海洋安全保障や日中外交に関しては、中国の軍艦艇の動向に目下の関心が集中し、政治や報道、さらには、これらを扱う学術研究において、SCUFN はあくまで科学的な、ソフトなトピックとして、等閑視される状況にある。

4. 海底地形名を巡る諸問題

4.1 日本周辺海域での動き

日本で SCUFN が大きくメディアに取り上げられたことは過去に 2 度あり、1 つが 2006 年 4 月であった。主要紙・通信社の記事をデータベース (G-Search) で検索すると、SCUFN (当時の記事では「海底地形名小委員会」「海底地形名称小委員会」) が登場する最も古い記事はこの時期に集中している。

当時、韓国は、過去に日本による「対馬海盆」の公式名が付いた竹島南方の地形を「鬱陵海盆」^{ウルルン}に改称するなどの提案を SCUFN に行う動きを見せた。これが実現すれば、次は東海への改称

に弾みがつくという特別な期待感が韓国内にはあった。

日本側は急遽、対抗策として30年ぶりとなるこの海域の調査を打ち出し、当時の小泉政権と盧武鉉政権との間で、竹島という日韓最大の懸案を巡る緊迫した状況にあった。結局、日本が調査を中止する代わりに、韓国はSCUFNへの提案を取りやめるという形で決着。この騒動を受けた日本側の提案で、IHOは「政治的に機微な (politically sensitive)」提案は扱わないという決まりをSCUFNの規則 (Rules of Procedure) 2.10 項に設けることになる (IHO, 2008)。

政権のハンドリング次第では、対馬海盆の名称は変わっていたかも知れず、決して、注視を疎かにできない問題であることを印象づけた。しかも、本件は、韓国側では、これで解決済みにはなっておらず、科学者たちがこの海域で活発に調査を行い、多数の論文で鬱陵海盆の表記を使用している。竹島の実効支配により日本が調査を行えないこともあり、論文上の登場数では公称の対馬海盆を鬱陵海盆が圧倒、事情を知らない日本の研究者が使うことさえあり、デファクト・スタンダード化しつつある (笹沢, 2019)。

これに続いて、メディアで大きな動きがあつ

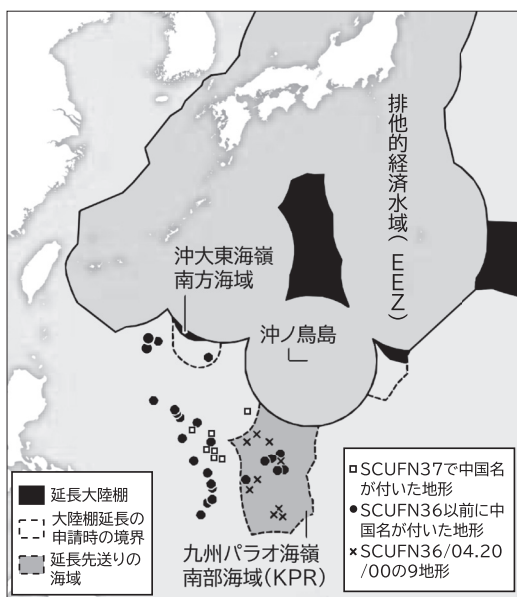


図1. 日本周辺海域での中国名命名状況

たのは2017年1月である (笹沢, 2017)。ここで、中国による日本周辺海域の地形に対する中国名命名問題が初めて元旦付1面トップの特報記事として大きく周知され、海外のメディアからも反響があった。

中国の提案数は2016年のSCUFN29で初めて日本を上回った。前年の倍以上となる50件に達し、このうち、九州パラオ海嶺南部海域 (Southern Kyushu-Palau Ridge Region, KPR) (図1参照) の内外8件は、

” …proposals…raised some serious concerns to most of SCUFN Members…, among which… features are located in areas of possible interest and/or jurisdiction of some other coastal States, so considered as falling under SCUFN ToRs, Art. 2.10 as politically sensitive…” (SCUFN, 2016, p.11)

として不受理。フィリピン北東沖のEEZ内を含む3件や南シナ海の21件も審査が先送りされた。

以来、2020年のCOVID-19のパンデミックで日中の提案がゼロになるまでは毎年、日本側が提案した海底地形名の承認状況や中国の命名活動に対する対抗策が大きく報じられた。2006年とは異なり、アクロニムのSCUFNもメディアに登場するようになった。

ただ、日本周辺や南シナ海で活発化する中国の命名活動に焦点が当たったものの、日本側 (海上保安庁) の広報発表は、「日本の提案が34件認められた」「漱石海嶺、龍之介海山の名がついた」といった国内向け話題のみにとどまった。

中国への対応についても、文豪の名や星座の和名など共通性を持たせた複数の固有名を日本周辺の一帯の海底地形に与えることで、活発化する動きに先手を打つ、というような説明がなされたり (笹沢, 2018)、SCUFN報告とは別のタイミングで新たな大型測量船の増強予算が決定されたりした。だが、中国がどのような提案を行い、それらがどう判断されたかの情報提供

は一貫して行われていない。ここがほかのアジアの国々と異なる点である。

4.2 大陸棚延長申請域への命名問題

2017年のSCUFN30ではさらに事態が悪化した。SCUFN29では「政治的に機微」「深刻な懸念」により、その内側はもとより近傍でさえ提案が受理されなかったKPR海域内で、新たな提案6件が受理された（SCUFN, 2017）。

状況から見て、一歩踏み込んだかなり機微な事態ではあったが、日本側の報道発表はなかった。

委員長は前年と同じドイツのHans Werner SCHENKE氏であったが、判断が分かれた。

名称標準に照らせば、領海外——すなわちここで言う国際水域——の海底地形には国・所属に関係なく発見者が命名権を有することになる。

しかし、この海域は、基点となる沖ノ鳥島を「岩」と主張する中韓の反対で、国連大陸棚限界委員会（Commission on the Limits of the Continental Shelf, CLCS）に申請した大陸棚延長の審査が棚上げされた場所である。延長が認められれば、漁業以外はEEZ並みに日本が権限を有し、中国など他国の調査計画に対してもUNCLOS第246条（沿岸国の同意）が適用される。定義は不明確ながら、政治的に機微とも解釈でき、紛争になりうる。

だが、2017年1月の特報に端を発した一連のメディアの関心は結局、記者クラブを通じた日本側の成果を流すだけとなり、中国の「脅威」には言及するものの、具体的に中国側の動向を報じたものはわずかであった。

2018年のSCUFN31でも中国はKPRの4地形に中国名を提案したが、不受理であった（SCUFN, 2018）。

日本側の訴えが一定の効果を発揮したと見られ、楽観はできないものの、この海域の命名が政治的に機微と見なされる可能性が高まったとも言える。真南にあるパラオのEEZにも近いため、利害関係者は日本だけではない。中国の

海洋進出の活発化に伴い、あらゆる海洋活動に対して国際社会の警戒感が強まっていることも一因であろう。

4.3 KPR以外の申請域への命名例

中国はパンデミックで新規提案がゼロになった2020年を挟んで、21年のSCUFN34からは100件を超す参加国の中でも突出した提案を行うようになった（SCUFN, 2021）。

SCUFN34の105件の中には、日本が2008年、CLCSに「沖大東海嶺南方海域」として大陸棚延長を申請した領域内の地形も含まれていた。沖大東海嶺南方海域は図1にあるように、CLCSが申請範囲を縮小した形での延長を勧告している。中国は、大陸棚の延長部から除外された海域の地形を「元宝海山」としてSCUFNに提案してきたのである。

元宝は、舟形をした元朝の貨幣で中国では今も縁起物として飾られる。これまた、公海とはいえ、大陸棚延長を申請するために日本が長年

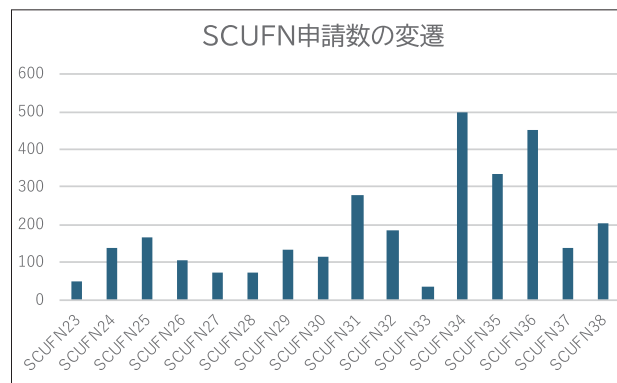


図2

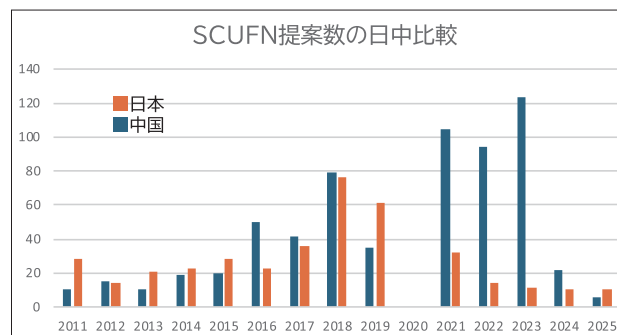


図3

かけて調査してきた海域であり、「政治的に機微」な提案とも言える。

これが理由ではなかったが、中国の2021年の提案は、データ不足などの不備や疑問が多数指摘され、元宝海山を含む9割が保留または時間切れの先送りとなった。

だが、翌2022年のSCUFN35で、中国は元宝海山を規定する座標データを増やし、裾野にある小山を提案対象から外して単体の海山であることを明確化するなど修正を施し、提案は受理された(SCUFN, 2022)。

この提案は、政治的に機微、あるいは、紛争を懸念させるものではなかったか。どう判断され、日本側はどう反論をしたのか疑問が残る。

4.4 南シナ海の提案集中と対応措置

2023年のSCUFN36で中国は、過去最多となる123件の提案を行った。参加15か国の全提案450件の3割近くを占め、参加国で最多である。次いで、フィリピンの100件、ベトナムの91件と、南シナ海沿岸国の大量提案が目立ち、南シナ海関連の提案が約300件に達した(SCUFN, 2023a)。

太平洋の2%ほどの小さな海域にこれだけ集中するのは異常である。

比越のような南シナ海沿岸国は、コロナ禍前にはSCUFNに参加していなかった。スプラトリー諸島などの領有権を巡る対立が深刻化する

表 1. SCUFN37 の提案状況

インドネシア	34
カナダ	28
フィリピン	25
中国	22
日本	10
インド	7
ブラジル	5
チリ	4
米国、ロシア、パラオ、コロンビア、ポルトガル	各1

※ 25件を超えた国はFast trackを含む

中、仲裁裁判(Philippine v. China, 2016)が法的根拠を否定したはずの「九段線」を口実に、中国が南シナ海に大きくせり出す形で大量提案を仕掛けてくるため、対抗上参加するようになったのである。

結果、南シナ海に関連する重複提案は89件に達した。半数以上は同じ地形に対して、中国と、フィリピン、ベトナム、マレーシアのいずれかの国の命名が重複した。ほかに、過去に不受理となったものや既存の地形への重複命名であった。

このような大量提案の乱立から、SCUFN(2023b, p.48)は

...in line with statements made by Member States represented (CN, PH, MY, VN), SCUFN agreed “to freeze” the SCS for naming proposals until a joint proposal on the way forward is submitted by all interested parties.

という決定(SCUFN36/04.6/01)を下す。12人の委員による投票は7対5というぎりぎりの賛成多数であった。

これにより、275件が審査対象から外された。受理、不受理、保留のいずれでもなく、freeze(凍結)とは前代未聞である。

同様に南シナ海の提案が殺到した前年のSCUFN35でも、中国がベトナムの提案に対して、「政治的に機微」を理由に異議を唱えたり、マレーシアとフィリピンの重複命名があつたりと、この時に似た状況があつたが、まずは関係国間の調整に委ねる判断となった(SCUFN, 2022)。対立の溝は埋まらなかった。

スプラトリーの埋め立てや軍用滑走路建設を巡る一連の騒動、仲裁裁判所の判決があつてもなお、南シナ海を巡る紛争は続いているのである。

SCUFN36ではもう一つ、日中間でも以下のような類似の決定がなされ、審査を保留とする判断(SCUFN36/04.20/00)となった。先の

SCUFN36/04.6/01 と同等の扱いであり、SCUFN 側の受け止めの深刻さが見て取れる。

SCUFN noted the statement from Japan, who has invited CCUFN to engage in mutual consultation since 9 naming proposals (#12 to #20) are located in the area of interest of Japan.

(SCUFN, 2023b, p.48)

ここで中国はまた KPR の 9 地形に命名を提案してきた。この項目のコメント欄には、日本から中国への 2023 年 10 月 27 日送付の通知により、両国間の「相互協議が進行中 (mutual consultation in progress)」と記述されている。

大陸棚延長のため、過去に日本が必要な調査を完了したはずの海域で、これほどまでのこだわりをもって中国名を付けようとしているのである。この海域への提案に対し、SCUFN の対応は年々厳しくなっているが、年によって判断が違うのだから、次にまた提案がなされ、不規則的に受理される可能性もゼロではない。

さらにもう 1 つ、単年の提案数を各国 25 件 (fast track を除く)、合計 250 件という上限設定 (SCUFN36/04.0/02) がなされ、規則に追加された (SCUFN, 2023c)。まさに、国連機関傘下の組織の規則を変えさせるほどの深刻な事態だったのである。

4.5 提案数制限と関係国の反応

2024 年の SCUFN37 で、中国の提案は前年と打って変わり 22 件にまで減少した (SCUFN, 2024)。SCUFN37 で提案を行った 13 か国の中では、インドネシア、カナダ、フィリピンに次ぐ 4 番手である。前年の上限設定が影響した。

結果、SCUFN37 の総提案数は 140 件と前年の 3 分の 1 未満に減少した。中国が初めて参加した 2011 年と同水準で、1993 年以降で見ると、平年並みかやや多い水準に落ち着いた。

それでも、フィリピンやインドネシアの提案数が多い点は、前年までの中国による大量提案

への警戒感がうかがえる。さらに注目されるのは、15 年ぶりとなるインドの参加、提案であった。

実は、中国による地形名提案の活発化は、南シナ海沿岸国だけでなく、インドでも反発を招いていた。インドは長く提案を行わず、SCUFN への関心は高くなかった。しかし、2021 年の SCUFN34 でインド洋の 5 つの海底地形に、中国の伝統的な太鼓の名前が提案され、翌年の SCUFN35 で受理されたことが波紋を呼んだ。中国名がついた海域はインドの EEZ 境界を離れた公海であり、インド側の権益にかかわるものではなかったが、国営の中国中央テレビ (CCTV) に人民解放軍 (PLA) 幹部が出演し、一大成果として報じたことが刺激した。

有力英字紙 Hindustan Times (Patranobis, 2023) は、“The latest move by the PLA navy … will be closely tracked by the Indian navy” と警戒感をもって報じている。インドは SCUFN38 にも出席した (SCUFN, 2025)。

中印では国境付近の地名を巡っても対立が起きており、EEZ 境界から遠く離れていても、事物への一方的な命名は政治問題の火種となりやすい。

SCUFN37 における 22 件の提案はすべて受理された。このうち、7 件は日本の南方海域の地形であった。いずれも KPR の西隣にあり、最も近いものは境界から約 60km しか離れていない (図 1)。依然としてこの海域への関心が高いことをうかがわせる。

残る 15 件はハワイ西方、インド洋、南極近傍であった。事態は南シナ海だけの「対岸の火事」ではないことを改めて印象づけた。

4.6 協調と自国優先の分断

SCUFN37 では、中国、フィリピン、ベトナム、マレーシアが凍結を巡る声明を発表した。

中国は "it must follow the principle of consensus among all interested parties including China" (China, 2024) と、沿岸の関係国すべてが合意した時の

み SCUFN に提案できるというコンセンサス(全会一致)型の共同提案 (joint proposal) を主張した。

これに対し、異を唱えたのはベトナムであった。あらゆる沿岸国に、自国の EEZ や大陸棚の海底地形に対する優先的な命名権 (a right of priority to name) を付与するべきだと主張、それでも他国が独自に命名したいならば、沿岸国との間で協議の場を設けるよう求めた (Viet Nam, 2024)。

各国の調整に動いたのはマレーシアであった。マレーシアは SCUFN37 直前の 2024 年 5 月、比越との 3 者会合と、中国との 2 者会合を相次いで開催。声明では、共同提案の具体像を含む合意形成に向けた工程表をマレーシアが策定すると明記した。一方、声明によれば、24 年 6 月の SCUFN37 会期中に開催した関係国会合には、主張が明確に異なるベトナムのみが欠席した (Ahmad, 2024)。

フィリピンは、共同提案については立場を明確にしていないが、EEZ や大陸棚の地形に対する他国の命名にも国際水域の文言を用いて一定の理解を示し、早期の凍結解除を求めた (Philippines, 2024)。

結果として、関係 4 国の合意文書の策定には至らず、凍結は継続となった (SCUFN, 2024)。SCUFN38 では保留の 2 年ルール (3.3 参照) が適用され、SCUFN36 で 4 国が出した南シナ海の提案 300 件がすべて無効となった (SCUFN, 2025)。

いずれにせよ、中国との間に共通の懸案を抱える中で、他の沿岸国の足並みがそろわなかったのは、先行きに不安を残すと同時に、領土、領海、権益に関わる問題解決の難しさを改めて浮き彫りにしたと言える。

5. 考察

中国は KPR において、主要な地形が日本によって調査・命名済みであるにもかかわらず、それらの隙間に残る、科学的な重要度・優先度

が高いとは言い難い小さな起伏にも命名の提案を行っている。そうまでしてこだわる理由として最も蓋然性が高いのは、中国が西太平洋の戦略ラインと位置づける第 1 列島線 (南西諸島から台湾、フィリピン) と第 2 列島線 (伊豆・小笠原諸島からグアム南方) の間に KPR が存在することである。

KPR の大陸棚延長を申請する上での基点となる沖ノ鳥島は、地形としては広いラグーンを内側に持つ環礁だが、高潮時にはごくわずかな部分だけが海面より上にあり、中韓台が「島ではなく、人の居住などができない岩である」と主張している。本稿は、その是非や UNCLOS 上の解釈については論じないが、島か岩かの議論だけでなく、これを基点とする 200 海里を日本の EEZ とすることについても、これまでに論争が起きている。

さらに大陸棚延長が認められれば、2 つの列島線の間、沖ノ鳥島の EEZ から KPR 南端まで南北千数百 km の領域が割って入ることになる。海底地形の把握は、潜水艦の運用できわめて重要な意味を持つ。

しかも、海底地形の属名は、海洋地質すなわち、プレート活動と地殻変動の歴史を反映する。海山ならばマグマの噴出による海底火山活動、海嶺ならば陥没や横方向の引っ張りを伴うリフト活動の証拠となり、状況次第では、大陸棚延長など、中国にとって好ましくない日本の主張を科学的に否定する材料ともなり得る。優先度の高い動機の 1 つと考えられる。

中国側は命名活動について、「扩大了我国在该领域的影响 (この分野におけるわが国の影響力の拡大)」(刘丽强 et al., 2018) と主張している。GEBCO に表示される海底地形の中に、多数の中国名が並べば、その海域の「影響力」を誇示することになる。他国が手を出さない遠方の海域まで出張って調査し、中国名で埋めていく行為は、まさしく覇権的である。

仮に日本南方の西太平洋上で中国軍が訓練を行うとして、その下の海底に中国語名を付され

た地形が多数存在していれば、国際社会に対して当該海域が中国の影響下にあるとの認識を形成し得る余地が生じる。洋上には基本的に命名の対象となる地物が存在しないため、海底地形名の蓄積が、海域に関する認識形成において相対的に大きな意味を持つと考えているとも解釈できる。

6. 結論

以上の経年的分析から、日本に関しては、KPR 関連の海底地形に対する中国の命名活動が、SCUFN において政治的に機微なものとして捉える傾向が昨今は一応定着し、当該海域の状況について一定の共有認識が形成されつつあると評価できる。

日本周辺では、政治的に機微か否かの demarcation (線引き) もある程度明確になってきた。CLCS での判断が先送りされている KPR に対する第三国からの提案は政治的に機微と見なされる一方で、延長域の範囲が確定した沖大東海嶺南方海域では、申請時の海域に対する命名でも受理されている。このような運用は、今後も踏襲される可能性が高い。

提案数に対する制限措置は結果的に、南シナ海沿岸国が命名し合う対立状況に一定の抑止効果をもたらしたと言える。中国は、選択と集中への転換を迫られることになったが、中国名を増やすのが目的という仮定が成り立つならば、日本周辺においても、受理が見込める場所では、小さな起伏であっても、それらに対する命名活動を継続する可能性がある。

南シナ海に関しては、中国と他の沿岸国という単純な対立構図には収まらない状況が顕在化した。かねて複数の沿岸国の主張が交錯してきた当該海域において、このような足並みの不一致は、事態を流動化させる要因となり得る。学術活動のみならず、地域の安定の観点からも、「凍結」問題の解決が望まれる。

同時に、こと日本国内においては、ジャーナリズムも発表をただ伝えるのではなく、自らが

発掘し検証し、社会に問題提起する本来の機能を果たすことが求められる。

脚注

- 1) ハードは人名であり、Hurd's Deep とも呼称される。日本の判例研究ではカナ表記のハード・ディープと記述されるが、Deep は属名で海淵または凹地と訳される。本稿では海底地形名称標準の属名邦訳 (河合, 2025) に基づき、凹地とした。
- 2) 一般的に EEZ より外の公海 (high seas) を指すが、接続水域や EEZ を含む領海外の意味に使われることがある。

引用文献

- Ahmad, M. H. (2024, June 25). Intervention by Mr Mohd Helmy Ahmad, Head of Delegation of Malaysia. SCUFN37-03.4C.
- China (2024, June 26). China's Statement on Undersea Feature Naming in the South China Sea. SCUFN37-03.4B.
- Federal Republic of Germany v. Denmark; Federal Republic of Germany v. Netherlands (1969). North Sea Continental Shelf Cases. ICJ Rep 3.
- Fook, L.L. (2018). The China-Philippine bilateral consultative mechanism on the South China Sea: Prospects and challenges. *ISEAS Perspective*, (14), 1-8. Retrieved September 11, 2025, from https://www.iseas.edu.sg/images/pdf/ISEAS_Perspective_2018_14@50.pdf
- Franckx, E., Benatar, M., Scotcher, N., & Van Den Bossche, K. (2011). The Naming of Maritime Features Viewed from an International Law Perspective. *China Oceans Law Review*, 11(1), 1-40.
- International Hydrographic Organization (2008, March 5). GEBCO New Terms of Reference and Rules of Procedure. *IHO Circular Letter*, 24/2008.
- International Hydrographic Organization (2019).

- Standardization of Undersea Feature Names Guidelines Proposal Form Terminology Edition 4.2.0. Retrieved September 11, 2025, from https://iho.int/uploads/user/pubs/bathy/B-6_e4%20%200_2019_EF_clean_3Oct2019.pdf
- 海上保安庁 (2022年1月6日). 「日本提案の海底地形名が国際会議で承認」. Retrieved September 11, 2025, from <https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/r4/k220106/k220106.pdf>
- 河合晃司 (2025). 「我が国の海底地形名称の属名について」『海洋情報部研究報告』(63), 98-105.
- Libyan Arab Jamahiriya v. Malta. (1985). Continental Shelf Case. ICJ Rep 13.
- 刘丽强・朱本铎・黄文星・万荣胜 (2018). 海底地理实体命名专题图编制方法探讨. 『海洋地質前沿』34(7), 71-76.
- Patranobis, S. (2023, April 12). China renames five seabed features in Indian Ocean Region. Hindustan Times. Retrieved September 16, 2025, from <https://www.hindustantimes.com/india-news/chinese-navy-names-five-undersea-features-in-indian-ocean-after-musical-instruments-101681238321842.html>
- Philippine (2024, June 25). Philippine Statement on Naming of Undersea Features in the South China Sea. SCUFN37-03.4D.
- The Republic of Philippines v. The People's Republic of China (2016, July 12). The South China Sea Arbitration. PCA Case No 2013-19.
- 笹沢教一 (2017年1月1日). 「中国 海底に命名攻勢 日本のEEZ周辺 申請50件 権益拡大図る」『読売新聞』朝刊, 1.
- 笹沢教一 (2018年1月5日). 「海底地形に文豪の名 芭蕉, 漱石, 太宰…国際機関が承認 中国に先手」『読売新聞』夕刊, 1.
- 笹沢教一 (2019年2月19日). 「対馬海盆の『鬱陵』表記増 国際学術論文 韓国研究者が大 半」『読売新聞』朝刊, 9.
- 笹沢教一 (2024). 「中国が日本沖や南シナ海で仕掛ける海底命名戦」『読売クオータリー』(68), 68-81.
- 村瀬信也 (2007). 「日中大陸棚境界画定問題」『国際問題』(565), 1-4.
- Sub-Committee on Undersea Feature Names (2016). 29th SCUFN Meeting Summary Report.
- Sub-Committee on Undersea Feature Names (2017). 30th SCUFN Meeting Summary Report.
- Sub-Committee on Undersea Feature Names (2018). 31st SCUFN Meeting Summary Report.
- Sub-Committee on Undersea Feature Names (2021). 34th SCUFN Meeting Summary Report.
- Sub-Committee on Undersea Feature Names (2022). 35th SCUFN Meeting Summary Report.
- Sub-Committee on Undersea Feature Names (2023a). Preloading in the Gazetteer of all names from the proposals submitted to SCUFN-36. Report of the work made during the inter-sessional period, Paper for Consideration by SCUFN, SCUFN36-04.0A.
- Sub-Committee on Undersea Feature Names (2023b). 36th SCUFN Meeting Summary Report.
- Sub-Committee on Undersea Feature Names (2023c). 36th Meeting of the IHO-IOC GEBCO Sub-Committee on Undersea Feature Names (SCUFN), Wollongong, Australia, 6-10 November 2023.
- Sub-Committee on Undersea Feature Names (2024). List of Decisions and Actions From SCUFN-37.
- Sub-Committee on Undersea Feature Names (2025). 38th Meeting of the IHO-IOC GEBCO Sub-Committee on Undersea Feature Names (SCUFN), Bali, Indonesia, 10-14 November 2025.
- United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland v. France (1977-1978). Delimitation of the Continental Shelf. Reports of International Arbitral Awards, 18, 3-413.
- Viet Nam (2024, June 26). Statement of Viet Nam. SCUFN37-03.4E.